

北本市少年野球連盟規約

第一章 総則

第1条 この規約は、北本市少年野球連盟(以下「連盟」という。)に関することを定める。

第2条 連盟は、スポーツ少年団に登録する、市内の少年野球チームによって構成する。

第二章 目的及び事業

第3条 連盟は、少年野球の活動を通じて地域との連帯を図り、野球の普及発展に努めるとともに、子供たちの心身の成長を手助けすることを目的とする。

第4条 連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 少年野球大会の開催
- (2) スポーツ少年団主催行事への参加
- (3) 地域活動への参加
- (4) 対外交流試合等への参加
- (5) その他、前条の目的達成に必要な事業

第三章 登録

第5条 連盟への加入は、登録をもって行う。

- 2 登録は、毎年度これを更新する。
- 3 登録料(年間運営費)については別に定める。
- 4 登録された者は、年度途中での他チーム移籍は認めない。但し、当事者双方代表者連名合意事項の届け出があれば、この限りではない。

第四章 役員

第6条 連盟に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 理事長 | 1名 |
| (3) 審判長 | 1名 |
| (4) 副審判長 | 2名 |
| (5) 理事 | 別に定める |
| (6) 監事 | 2名 |
| (7) 会計 | 2名 |

第7条 会長、理事長及び審判長は総会で選任する。

- 2 副審判長は、審判部で推薦し、理事会及び総会の承認を得る。
- 3 理事は、各チーム及び理事会で選出し、総会の承認を得る。
- 4 監事は、理事会で選出し、総会の承認を得る。
- 5 会計は、理事会で選出し、総会の承認を得る。

第8条 役員の仕事は次のとおりとし、詳細は別に定める。

- (1) 会長は、連盟を代表し、事業を総括する。
- (2) 理事長は、会長を補佐し、理事会を統括する。
- (3) 審判長は、会長を補佐し、審判部を統括する。
- (4) 副審判長は、審判長を補佐する。
- (5) 理事は、事業運営の基本的事項を審議する。
- (6) 監事は、会計を監査する。
- (7) 会計は、連盟の出納業務に従事する。

- 第9条 連盟役員の任期は2年とし再選を妨げないが、会長、理事長及び審判長については、改選期ごとの総会で信任を問うものとする。
- 2 前項の信任を問う方法は、本人を除く出席者全員の投票によるものとし、その2/3以上の同意を持って信任を得るものとする。
 - 3 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第五章 会議

- 第10条 連盟の会議は、総会(定期・臨時)及び理事会とする。
- 2 総会は、会長が招集し、議長は別に選任する。
理事会は、理事長が招集し、議長は別に選任する。
 - 3 総会は、会長、理事長、審判長、副審判長、理事、監事、会計、スポーツ少年団(市・県)役員及び各チーム3名で構成し、過半数の出席をもって成立する。
ただし、当該議決事項につき、書面をもってあらかじめ意思表示した者は、出席とみなす。
 - 4 定期総会は、毎年1回開催し、次のことを審議する。
 - (1) 事業報告及び収支決算についての事項
 - (2) 事業計画及び収支予算についての事項
 - (3) その他連盟事業に関する重要事項で、理事会で必要と認めた事項
 - 5 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、または役員の3分の1以上の要請があった場合に開催する。
 - 6 理事会は、会長、理事長、審判長、副審判長、理事、監事、会計及びスポーツ少年団(市・県)役員の過半数の出席をもって成立する。
ただし、当該議決事項につき、書面をもってあらかじめ意思表示した者は、出席とみなす。
また、理事に限り、本人が不都合の場合は、代理人の出席を認める。
 - 7 理事会は、総会より委任された事項及び緊急事項の処理、その他必要事項について審議し、事業を執行する。
 - 8 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第六章 表彰

- 第11条 北本市の少年野球に貢献し、その功績が顕著なもの及び優秀な成績をおさめたものを表彰する。
- 2 表彰の種類及び選考基準等は別に定める。

第七章 会計

- 第12条 連盟の会計は、登録料、参加費、補助金その他の収入により支弁する。
- 第13条 連盟の会計年度は毎年2月1日に始まり、翌年1月31日に終了する。

第八章 事務局

- 第14条 連盟の事務局は、会計宅に置く。

第九章 補則

- 第15条 本規約の執行に必要な細則は、理事会において別に定める。
- 第16条 本規約は、総会で出席者の3分の2以上の同意を得てこれを変更することができる。

附 則

この規約は、平成17年1月1日より施行する。

平成17年4月3日 一部改正

平成21年2月22日 一部改正 平成21年4月1日より実施する。

平成23年2月27日 一部改正 平成23年4月1日より実施する。

平成25年2月24日 一部改正 平成25年4月1日より実施する。

平成28年2月28日 一部改正 平成28年2月28日より実施する。

令和 2年2月23日 一部改正 令和 2年4月1日より実施する。

新・旧対応表

○平成28年2月28日 改正

第八章 第14条

【改正前】

連盟の事務局は、会長指定の場所に置く。

【改正後】

連盟の事務局は、会計宅に置く。

○令和2年2月23日 改正

第三章 第5条

【改正前】

4 登録された者は、年度途中での市内他チーム移籍は認めない。但し、特別な事情により当事者双方代表者連名合意事項の届け出があれば、この限りではない。

【改正後】

4 登録された者は、年度途中での他チーム移籍は認めない。但し、当事者双方代表者連名合意事項の届け出があれば、この限りではない。

第七章 会計 第13条

【訂正前】

連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

【訂正後】

連盟の会計年度は毎年2月1日に始まり、翌年1月31日に終了する。